議第39号

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例を次のように定める。

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年 呉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示

すように改正する。		
	改正前	改正後
	目次	目次
	第1章略	第1章 略

運営に関する基準(第3条一第 32条の2)

第3章~第6章 略

付則

(記録の整備)

第10条 略

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇|2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇 ればならない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 第16条第5項に規定する身体的拘 東等の態様及び時間, その際の入所者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録
 - 容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状 況及び事故に際して採った処置につい ての記録

(職員の配置の基準)

第12条 略

 $2 \sim 7$ 略

第2章 基本方針並びに人員、設備及び 第2章 基本方針並びに人員、設備及び 運営に関する基準(第3条一第 32条の3)

第3章~第6章 略

付則

(記録の整備)

第10条 略

- の状況に関する次に掲げる記録を整備 の状況に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から2年間保存しなけ し、その完結の日から2年間保存しなけ ればならない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 第16条第5項の規定による身体的 拘束等の態様及び時間, その際の入所 者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由の記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内 (4) 第30条第2項の規定による苦情の 内容等の記録
 - (5) 第32条第3項の規定による事故の 状況及び事故に際して採った処置につ いての記録

(職員の配置の基準)

第12条 略

 $2 \sim 7$ 略

8 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭

和28年法律第72号)第2条第1項の 規定により指定された離島振興対策実施 地域又は過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法(令和3年法律第19 号) 第2条第2項の規定により公示され た過疎地域に所在し、かつ、入所定員が 30人の特別養護老人ホームに限る。以 下この項及び次項において同じ。) に指 定居宅サービス等の事業の人員, 設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号。以下「指定居宅サービス等 基準」という。)第121条第1項に規 定する指定短期入所生活介護事業所又は 指定介護予防サービス等の事業の人員 設備及び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準(平成18年厚生 労働省令第35号。以下「指定介護予防 サービス等基準」という。)第129条 第1項に規定する指定介護予防短期入所 生活介護事業所(以下「指定短期入所生 活介護事業所等」という。)が併設され る場合においては、当該指定短期入所生 活介護事業所等の医師については, 当該 特別養護老人ホームの医師により当該指 定短期入所生活介護事業所等の利用者の 健康管理が適切に行われると認められる ときは,これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所,指定短期入所生活介護事業所等,指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所,指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護

(緊急時等の対応)

|第23条の2 特別養護老人ホームは,現|第23条の2 特別養護老人ホームは,現 に処遇を行っているときに入所者の病状 の急変が生じた場合その他必要な場合の ため、あらかじめ、第12条第1項第2 号に掲げる医師との連携方法その他の緊 急時等における対応方法を定めておかな ければならない。

(施設長の責務)

第24条 略

2 施設長は、職員に第8条から第10条 2 施設長は、職員に第8条から第10条 の規定を遵守させるために必要な指揮命 令を行うものとする。

(協力病院等)

予防サービスの事業の人員, 設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準(平成18年厚生労 働省令第36号。以下「指定地域密着型 介護予防サービス基準」という。)第5 条第1項に規定する併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護の事業を行う事業 所が併設される場合においては, 当該併 設される事業所の生活相談員,栄養士, 機能訓練指導員又は調理員その他の従業 者については, 当該特別養護老人ホーム の生活相談員,栄養士,機能訓練指導員 又は調理員, 事務員その他の職員により 当該事業所の利用者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、これを置かな いことができる。

(緊急時等の対応)

- に処遇を行っているときに入所者の病状 の急変が生じた場合その他必要な場合の ため、あらかじめ、第12条第1項第2 号に掲げる医師及び協力医療機関の協力 を得て, 当該医師及び当該協力医療機関 との連携方法その他の緊急時等における 対応方法を定めておかなければならな 11
- 2 特別養護老人ホームは,前項の医師及 び協力医療機関の協力を得て, 1年に1 回以上, 緊急時等における対応方法の見 直しを行い, 必要に応じて緊急時等にお ける対応方法の変更を行わなければなら ない。

(施設長の責務)

第24条 略

まで及び第13条から第32条の2まで まで及び第13条から第32条の3まで の規定を遵守させるために必要な指揮命 令を行うものとする。

(協力医療機関等)

- - 第28条 特別養護老人ホームは、<u>入所者</u> <u>の病状の急変等に備えるため</u>, あらかじ め, <u>次の各号に掲げる要件を満たす協力</u> <u>医療機関(第3号の要件を満たす協力医</u> <u>療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定 めておかなければならない。<u>ただし、複</u> <u>数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこ</u> <u>ととしても差し支えない。</u>
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームからの診療 の求めがあった場合において診療を行う 体制を,常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する指定感染症という。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは,協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に

2 略

(虐待の防止)

第32条の2 略

(勤務体制の確保等) 第41条 略

 $2 \sim 4$ 略

5 略

(準用)

おいては, 当該第二種協定指定医療機関 との間で,新興感染症の発生時等の対応 について協議を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力 医療機関その他の医療機関に入院した後 に, 当該入所者の病状が軽快し, 退院が 可能となった場合においては, 再び当該 特別養護老人ホームに速やかに入所させ ることができるように努めなければなら ない。
- 6 略

(虐待の防止)

第32条の2 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当 該特別養護老人ホームにおける業務の効 率化,介護サービスの質の向上その他の 生産性の向上に資する取組の促進を図る ため, 当該特別養護老人ホームにおける 入所者の安全並びに介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催しなければならな V)

(勤務体制の確保等)

第41条 略

 $2 \sim 4$ 略

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設 長は、ユニット型施設の管理等に係る研 修を受講するよう努めなければならな い。
- 6 略 (準用)

|第43条 第4条から第7条まで、第9||第43条 第4条から第7条まで、第9 条, 第10条, 第13条から第15条ま 条, 第10条, 第13条から第15条ま で、第19条、第21条から第24条まで、第19条、第21条から第24条ま で、第25条の2及び第27条から第3 で、第25条の2及び第27条から第3

2条の2までの規定は、ユニット型特別 養護老人ホームについて準用する。この 場合において、第10条第2項第3号中 「第16条第5項」とあるのは「第37 条第7項」と、同項第4号中「第30条 第2項」とあるのは「第43条において 準用する第30条第2項」と、同項第5 号中「第32条第3項」とあるのは「第 43条において準用する第32条第3 項」と、第24条第2項中「第8条から 第10条まで及び第13条から第32条 の2まで」とあるのは「第35条及び第 37条から第42条まで並びに第43条 において準用する第9条,第10条,第 13条から第15条まで, 第19条, 第 21条から第24条まで, 第25条の2 及び第27条から第32条の2まで」と 読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 略

 $2 \sim 10$ 略

定居宅サービス等の事業の人員, 設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号。以下「指定居宅サービス等 基準」という。)第121条第1項に規 定する指定短期入所生活介護事業所又は 指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準(平成18年厚生 労働省令第35号。以下「指定介護予防 サービス等基準」という。)第129条 第1項に規定する指定介護予防短期入所 生活介護事業所(以下「指定短期入所生 活介護事業所等」という。) が併設され る場合においては, 当該指定短期入所生 活介護事業所等の医師については、当該 地域密着型特別養護老人ホームの医師に より当該指定短期入所生活介護事業所等

2条の3までの規定は、ユニット型特別 養護老人ホームについて準用する。この 場合において,第10条第2項第3号中 「第16条第5項」とあるのは「第37 条第7項」と、同項第4号中「第30条 第2項」とあるのは「第43条において 準用する第30条第2項」と、同項第5 号中「第32条第3項」とあるのは「第 43条において準用する第32条第3 項」と、第24条第2項中「第8条から 第10条まで及び第13条から第32条 の3まで」とあるのは「第35条及び第 37条から第42条まで並びに第43条 において準用する第9条,第10条,第 13条から第15条まで、第19条、第 21条から第24条まで, 第25条の2 及び第27条から第32条の3まで」と 読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 略

 $2 \sim 10$ 略

1 1 地域密着型特別養護老人ホームに指 定居宅サービス等の事業の人員,設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号。以下「指定居宅サービス等 基準」という。)第121条第1項に規 定する指定短期入所生活介護事業所又は 指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果的な支 の利用者の健康管理が適切に行われると 認められるときは、これを置かないこと ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指 12 地域密着型特別養護老人ホームに指 定居宅サービス等基準第93条第1項に 規定する指定通所介護事業所, 指定短期 入所生活介護事業所等又は指定地域密着 型サービスの事業の人員, 設備及び運営 に関する基準(平成18年厚生労働省令 第34号。以下「指定地域密着型サービ ス基準」という。) 第20条第1項に規 定する指定地域密着型通所介護事業所若 しくは指定地域密着型サービス基準第4 2条第1項に規定する併設型指定認知症 対応型通所介護の事業を行う事業所若し くは指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員,設備及び運営並びに指定地 域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する 基準(平成18年厚生労働省令第36 号。以下「指定地域密着型介護予防サー ビス基準」という。)第5条第1項に規 定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設され る場合においては、 当該併設される事業 所の生活相談員,栄養士,機能訓練指導 員又は調理員その他の従業者について は, 当該地域密着型特別養護老人ホーム の生活相談員,栄養士,機能訓練指導員 又は調理員, 事務員その他の職員により 当該事業所の利用者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、これを置かな いことができる。

13・14 略 (準用)

第49条 第3条から第10条まで、第1 第49条 第3条から第10条まで、第1 3条から第16条まで, 第18条から第 30条まで、第32条及び第32条の2 の規定は,地域密着型特別養護老人ホー

定居宅サービス等基準第93条第1項に 規定する指定通所介護事業所, 指定短期 入所生活介護事業所等又は指定地域密着 型サービス基準第20条第1項に規定す る指定地域密着型通所介護事業所若しく は指定地域密着型サービス基準第42条 第1項に規定する併設型指定認知症対応 型通所介護の事業を行う事業所若しくは 指定地域密着型介護予防サービス基準第 5条第1項に規定する併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護の事業を行う事 業所が併設される場合においては, 当該 併設される事業所の生活相談員、栄養 士,機能訓練指導員又は調理員その他の 従業者については, 当該地域密着型特別 養護老人ホームの生活相談員,栄養士, 機能訓練指導員又は調理員,事務員その 他の職員により当該事業所の利用者の処 遇が適切に行われると認められるとき は,これを置かないことができる。

1 3 · 1 4 略 (準用)

3条から第16条まで、第18条から第 30条まで及び第32条から第32条の 3までの規定は、地域密着型特別養護老 ムについて準用する。この場合におい 人ホームについて準用する。この場合に

て, 第10条第2項第3号中「第16条 第5項」とあるのは「第49条において 準用する第16条第5項」と、同項第4 号中「第30条第2項」とあるのは「第 49条において準用する第30条第2 項」と、同項第5号中「第32条第3 項」とあるのは「第49条において準用 する第32条第3項」と、第24条第2 項中「第8条から第10条まで及び第1 3条から第32条の2まで」とあるのは 「第47条及び第48条並びに第49条 において準用する第8条から第10条ま で, 第13条から第16条まで, 第18 条から第30条まで、第32条及び第3 2条の2」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 条, 第10条, 第13条から第15条ま で, 第19条, 第21条から第24条ま で、第25条の2、第27条から第30 条まで、第32条、第32条の2、第3 4条, 第35条, 第37条, 第39条か ら第42条まで及び第48条の規定は、 ユニット型地域密着型特別養護老人ホー ムについて準用する。この場合におい て、第10条第2項第3号中「第16条 第5項」とあるのは「第53条において 準用する第37条第7項」と、同項第4 号中「第30条第2項」とあるのは「第 53条において準用する第30条第2 項」と、同項第5号中「第32条第3 項」とあるのは「第53条において準用 する第32条第3項」と、第24条第2 項中「第8条から第10条まで及び第1 3条から第32条の2まで」とあるのは 「第52条並びに第53条において準用 する第9条、第10条、第13条から第 15条まで, 第19条, 第21条から第

おいて、第10条第2項第3号中「第1 6条第5項」とあるのは「第49条にお いて準用する第16条第5項」と、同項 第4号中「第30条第2項」とあるのは 「第49条において準用する第30条第 2項」と、同項第5号中「第32条第3 項」とあるのは「第49条において準用 する第32条第3項」と、第24条第2 項中「第8条から第10条まで及び第1 3条から第32条の3まで」とあるのは 「第47条及び第48条並びに第49条 において準用する第8条から第10条ま で, 第13条から第16条まで, 第18 条から第30条まで及び第32条から第 32条の3まで」と読み替えるものとす る。

(準用)

第4条から第7条まで、第9 第53条 第4条から第7条まで、第9 条、第10条、第13条から第15条ま で、第19条、第21条から第24条ま で、第25条の2、第27条から第30 条まで、第32条から第32条の3ま で, 第34条, 第35条, 第37条, 第 3 9 条から第 4 2 条まで及び第 4 8 条の 規定は, ユニット型地域密着型特別養護 老人ホームについて準用する。この場合 において、第10条第2項第3号中「第 16条第5項」とあるのは「第53条に おいて準用する第37条第7項」と、同 項第4号中「第30条第2項」とあるの は「第53条において準用する第30条 第2項」と、同項第5号中「第32条第 3項」とあるのは「第53条において準 用する第32条第3項」と、第24条第 2項中「第8条から第10条まで及び第 13条から第32条の3まで」とあるの は「第52条並びに第53条において準 用する第9条,第10条,第13条から 第15条まで、第19条、第21条から 24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

第24条まで,第25条の2,第27条 から第30条まで,第32条<u>から第32</u> <u>条の3まで</u>,第35条,第37条,第3 9条から第42条まで及び第48条」と 読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第32条の3(新条例第43条,第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間は,新条例第28条第1項(新条例第43条,第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,当該規定中「定めておかなければ」とあるのは,「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出する。